

◎新潟県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション デューン阿賀野	新潟県阿賀野市岡山 町2番33号	株式会社N・フイ ールド	平成30年3月1 日